

精神科認定看護師による診療報酬の算定

令和2年3月31日において、精神科認定看護師が算定要件に含まれている診療報酬は、下記のとおりです。

○精神科リエゾンチーム加算

精神科リエゾンチーム加算の施設基準にある「精神科等の経験を3年以上有する、所定の研修を修了した専任常勤の看護師」に精神科認定看護師が該当しています（ただし、認定証書が発行されている者に限ります）。

（問 39）A230-4 精神科リエゾンチーム加算の施設基準にある精神科等の経験を有する常勤看護師に求められる「精神看護関連領域に係る適切な研修」とは、どのようなものがあるのか。

（答）現時点では、以下のいずれかの研修である。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」又は「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護技術協会が認定している「精神科認定看護師」
ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

※出典：厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について（その1）、平成24年3月30日

○認知症ケア加算

精神科認定看護師は、認知症ケア加算の施設基準にある認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の常勤看護師に求められる「認知症治療に係る適切な研修」を修了しています（ただし、認定証が発行されている者に限ります）。

認知症ケア加算1の専任の常勤看護師の研修は以下のとおり。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）

出典：厚生労働省保険局医療課 令和2年度診療報酬改定の概要令和2年3月5日版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000691038.pdf>